

ワークショップ講師派遣及び台湾出展支援業務 に係る企画提案募集要領

この要領は、地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「センター」という。）が、ワークショップ講師派遣及び台湾出展支援業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務名

ワークショップ講師派遣及び台湾出展支援業務

2 目的

県内製造事業者の台湾向け商品のデザイン改良を推進するため、オンラインによるワークショップを実施するとともに、台湾で展示会を開催し、台湾で真に売れる青森県産ものづくり製品の開発を目的とする。

3 業務の概要

ワークショップ講師派遣及び台湾出展支援業務

※詳細は、別添「ワークショップ講師派遣及び台湾出展支援業務に係る企画提案仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和4年1月31日（月）までとする。

5 予算額（上限額）

1,200千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）を上限とする。
実際の契約額は、企画提案内容等に基づき決定する。

6 応募資格

応募する時点で次の要件を全て満たすこと。

- (1) 同様の事業を企画・実施した実績を有する等、本業務について、十分な業務遂行能力があること。
- (2) 日本国内に営業拠点があり、日本語での契約及び日本円での支払いが可能であること。
- (3) センターや台湾現地との業務連絡・調整をリモートで実施できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）でないこと。
- (6) 県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を

含む) や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

7 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

令和3年9月24日(金)～令和3年10月14日(木) 17時必着

(2) 応募方法

下記の書類を、「12 問い合わせ・応募窓口」あてに電子メール又は郵送すること。

なお、FAXや持参での応募は受け付けないこととする。

(3) 提出書類

①企画提案書(様式1)

②企画提案内容(様式任意)

仕様書の委託業務内容に沿った提案内容とすること。

③経費積算書(様式2)

「5 予算額(上限額)」1, 200千円以内の金額で見積もり、積算内訳(単価、数量)がわかるように作成すること。

④その他企画提案を説明するために必要な書類

⑤企画提案者の概要がわかるもの(会社案内等)

⑥会社については商業登記簿謄本の写し、個人事業主については個人事業の開業届の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写しまたはこれらの事項を証明するものの写し

⑦貸借対照表及び損益計算書(直近1事業年度分)の写し

(4) 提出部数

郵送の場合 4部(正本1部、副本3部)、電子メールの場合 データ一式

(5) 留意事項

①企画提案は一法人につき1提案とすること。

②応募に要する経費は、全て応募者の負担とすること。

③提出された企画提案書は返却しないこと。

④提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とすること。

⑤提出された書類の内容を変更することはできないこと。

⑥必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があること。

⑦提出された書類は、原則としてセンターに対する情報公開の対象文書となること。

⑧提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意・A4サイズ)を募集期間内に提出すること。

8 事業実施候補者の選定

(1) 審査方法

提出された企画提案書等により書面審査を実施し、もっとも優れた企画提案を行った者を委託先候補者とする。なお、審査に当たり、企画提案書等の内容について、補足説明を求める場合がある。

(2) 選考基準

①事業遂行能力

- ②企画提案の事業内容
- ③経費の妥当性

9 選考結果の通知と委託契約の締結

- (1) 選考結果の通知
選考結果は、採否を問わず、全ての提案者に対して文書により通知する。
なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (2) 委託契約の締結
 - ①委託契約の締結に当たっては、企画提案書等の内容をもとに、委託先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約により委託契約を締結する。
 - ②センターは、採用された企画提案書を原案とし、委託先候補者と協議の上、その一部を変更することができる。
 - ③地方自治法や地方独立行政法人青森県産業技術センター会計規程をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結する。
 - ④本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等は、委託事業の完了検査合格後に受託者からセンターに移転するとともに、委託事業の成果等はセンターに帰属する。

10 その他留意事項

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (2) 事業の受託により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので、留意すること。
- (3) 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、地方独立行政法人青森県産業技術センターが取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成21年規程第6号）等を遵守すること。
- (4) 受託者は、事業の実施状況について、センターから求められた場合はセンターへ報告すること。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、センターと協議して決定するものとする。
- (6) 受注者は、本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならないこと。ただし、部分的な業務について、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは可能とすること。
- (7) 委託費による財産の取得は認められないこと。

11 スケジュール（予定）

- (1) 企画提案書提出期限 令和3年10月14日 17時必着
- (2) 書面審査、審査結果の通知 10月18日の週
- (3) 契約締結 10月下旬
- (4) ワークショップ開催 11月下旬
- (5) 展示会開催 1月上中旬
- (5) 業務完了 1月31日
- (6) 支払い 3月31日（完了検査、請求書受理後）

12 問い合わせ・応募窓口

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所 デザイン推進室

住 所：〒036-8104 弘前市扇町一丁目1-8

電 話：0172-55-6740

FAX：0172-55-6745

E-mail：kou_hirosaki@aomori-itc.or.jp